

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 1 日

各区長 様

三木市人権推進課
課長 藤田 英子

令和 6 年度人権啓発紙及び同和教育セミナーチラシの回覧に
ついて（依頼）

新緑の候、貴職にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃は、人権推進課の事業につきまして、格別のご協力を賜り厚くお
礼申しあげます。

さて、人権啓発資料の「隣保館だより」と「男女共同参画センター情
報誌こらぼ一よ」を市民の多くの皆様に読んでいただきたく、発行月
におきまして、お手数をおかけいたしますが、全戸回覧についてご協力賜
りますようよろしくお願いいたします。

また、今年 6 月に同和教育セミナーを開催いたします。このセミナー
に多数の方にご参加いただきたく、重ねてお手数をおかけしますが、チ
ラシの回覧につきましてご協力をお願いいたします。

記

- 1 送 付 物 (1)「隣保館だより」
 (2)男女共同参画センター情報誌「こらぼ一よ第 68
 号 2024・春」
 (3)令和 6 年度「同和教育セミナー」チラシ
- 2 送 付 部 数 回覧部数分
- 3 問 合 せ 先 (1)及び(3) 人権推進課 人権施策推進係
 電話：8 2－8 3 8 8
 (3) 人権推進課 男女共同参画係
 電話：8 9－2 3 3 1

5

2024
Vol.514

ひろがれじんけんネットワーク 三木市人権啓発紙 隣保館だより

RINPOKAN DAYORI



ホームページ URL

<https://www.city.miki.lg.jp/site/sou-gourinpokan/>



就任あいさつ

人権推進課長 藤田 英子

このたび、人権推進課長兼男女共同参画センター所長を拝命しました藤田です。人権推進課は、あらゆる人権問題の解決に向け人権教育・啓発など人権施策を推進しています。

みなさん!「人権って?」「自分に関わりあるの?」って感じる方もおられるのではないのでしょうか。「人権」=「私たちの幸せ」に置き換えてみれば、日々の暮らしの中で、出合いを大切に、人を思いやり、お互いを認め合い、つながり、協力し合うことが、私たちの幸せにつながるのでは、と思います。

差別(人権侵害)は、大切な命を奪うかもしれない恐ろしいものだ、と、しっかり伝えていく仲間を一人でも多く増やすことが、「チーム三木」に必要な不可欠なことだと考えます。

みんなで人権尊重のまちづくりをすすめていきましょう。



退任あいさつ

前人権推進課長 平井 隆禎

総合隣保館で市民のみなさまと人権尊重のまちづくりに取り組ませていただいた8年間、たくさんの思い出ができ、貴重な経験を積ませていただきました。お世話になり、本当にありがとうございました。



5月3日 憲法記念日

認められた「差別されない権利」



78年前に公布された日本国憲法には「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、(中略)差別されない(第14条)」とあります。しかし、残念ながら部落差別をはじめさまざまな人権問題が現存しています。

今から50年ほど前、「部落地名総鑑」(被差別部落の地名をまとめた書籍)を多くの企業が購入して採用時に使用していたことが発覚し、就職差別事件として大きな問題になりました。半世紀を経た現在も、被差別部落の地名を暴露するインターネット上の人権侵害が後を絶ちません。出身者らがある出版社に対して全国の地名をまとめた書籍の出版や、ネット上に公開することを差し止めるよう求めた訴訟で、2審の東京高裁は、令和5年6月28日、「差別されない人格的利益」を認め、損害賠償のみならず差し止めも命じました。「差別されない権利」が憲法に基づく権利として認められたのです。

訴訟を担った弁護士は「ネット空間にあふれる攻撃的な差別を止めたい。そのための社会的規範を築く一歩となると受け止めています。また、この『差別されない権利』が、今後新しい人権として確立していくことで、在日外国人へのヘイトスピーチや性的指向の暴露(アウティング)などを止める力にもなると期待しています」と語っています。



❖「隣保館だより」は、市民の皆様にご覧いただき、総合隣保館の活動や人権尊重の生き方のヒントになるような情報をお届けする啓発紙です。今月からフルカラーになり、より一層読みやすくなりました。

❖次ページ「人権の小窓」は川田悠翔さんの人権作文「男女不平等問題ゼロの世界へ」です。

人権の小窓 (264)

令和六年二月四日に開催された別所町人権教育研究大会で
発表した川田悠翔さん(当時別所中学校三年生)の人権作文
をご紹介します。

「男女不平等問題ゼロの世界へ」

川田 悠翔

僕は「あれっ」と思いました。

学校で全国学力学習状況調査のテストを行った時、配られた記入用紙には「男」か「女」かを選択して書く欄があったからです。僕は「どうしてこんなことを書かないといけないのか?」と疑問に思いました。

今、世間では、男女平等や「GBI」などの問題が大きく取り上げられ、問題を解決しようと活動している人が多くいることは、テレビやネットニュースでよく見聞きしています。そんな中、このような文科省が行っている全国共通のテストで、男女を選んでは性別を書く必要がないのではないかと僕は感じました。そう思っていたら、先生も「そんなこと書く欄いらんやろ。意味ない」と言っており、本当にその通りだと思いました。男だから、女だからということ、正答率が高い、低いといったことにはどんな関係があるのでしょうか。男だからえらく女だからえらくないといったような、昔の日本の考え方やあり方は、今の令和の時代には必要のないものだと思えます。こうした違和感他にもあります。

一つ目は中学校に入学するにあたって、自転車を買いに自転車屋さんに行った時のことです。お店の人は、「こちらのスポーツタイプの自転車は主に男性の方が乗っており、こちらのマ

マチャリタイプの自転車は主に女性の方が乗っております」と言っており、案内してくれました。要はフレームの形のの違いで、男の子に勧められたものはまたぐ所が高く、ストレートになっていきます。女の子に勧められたものはまたぐ所のフレームが曲がっており、またぎやすくなっています。



ました。僕は乗りやすそうなママチャリタイプを選ぶうと思っていた所でそんな案内をされ、少し選びにくくなってしまいました。自転車に乗るのに、男か女かは何か関係あるのでしょうか?どうしてなんでもかんでもすぐに男か女かを分けたがるのか、僕には本当に分かりません。実際に自転車を選んだり、乗ったりする上で男女を分けたところでのどのようなメリットがあるのか、皆さんも考えてみてほしいです。大きい小さいで自転車を選ぶなら男女ではなく身長で選べばいいと思います。色で自転車を選ぶなら男女ではなく、人によって好みが違うから、自分が好きな色を選ぶべきです。僕にはメリットが一つも浮かばず、デメリットしか思い浮かびません。デメリットは一つ、買い手が不愉快な気持ちになることです。

二つ目も中学校に入学するにあたっての、制服採寸の時です。

制服採寸の為に中学校の体育館に入ると、制服を売りに来た店員さんに、「男の子はこちらでズボンの採寸を、女の子はこちらでスカートの採寸をします」と声をかけられ、案内されました。僕たちは入学説明会で制服を選んできたことを説明していました。し



かし、案内された言葉は、「男はズボン、女はスカート」と決めつけられていました。僕は男の子がスカートをはいたり、女の子がズボンを履いて中学校生活を送ったりしても何も悪いことはないし、おかしいことはないと思います。皆さんは、「男はズボン、女はスカート」という一般的な考えにとらわれていないだろうか。選ぶことで男女の選択を迫られるなら、体操服と同じように全員同じズボンスタイルの制服に変えてみてはどうだろうか。

三つ目は、レディースデーについてです。映画館やガソリンスタンド、飲食店などではよくレディースデーといった女性のみが受けられる割引や特典が得られるサービスがあります。僕が実際によく行くラーメン屋さんでは毎週火曜日はレディースデーに設定されており、母にだけはデザートの特典サービスがついてきます。メンズデーや男の人限定での割引や特典サービスが受けられる店を僕はまだ見たことがありません。よく目

にするのはいつもレディースデーばかりです。こういったサービスは、一方の人にしか喜びを与えられず、もう一方の人には不愉快な思いを与えてしまします。割引や特典サービスで客を喜ばせたいなら、誰もが喜びを感じられるものにした方が、皆がハッピーになれるのではと僕は考えます。

最後に、僕がこの人権作文を書くにあたり感じたことは、この世の中には違和感がたくさんあるということです。僕は今回ジェンダーに焦点を当てた違和感について考えてみました。それだけでも多くの違和感を覚え、問題はたくさんあると感じました。このような問題を全ていっぺんに解決することは難しいと思うが、こうしたちよつとした違和感を皆が見過ごさず、考えてみるのが大切ではないかと僕は思います。また、最近よく「ユニセックス」という言葉を目にします。ユニセックスとは、男性、女性の区別のないことを表す言葉で、性別を限定しない物や衣服によく使われています。男女どちらでも、誰でも自由に選べる時代になると皆が過ごしやすい社会に、世界になるのではないのでしょうか。まずはここに





隣保館カレンダー 5月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	水	メーデー	17	金	経営・職業相談 10:00～多様な性に yes の日
2	木		18	土	三同教総会 13:00～(文化会館) 書を楽しむきらきら教室 13:00～ 茶道教室 9:00～
3	金	憲法記念日	19	日	
4	土	みどりの日	20	月	
5	日	子どもの日 手話記念日	21	火	経営・職業相談 10:00～ 対話と発展のための世界文化多様性デー
6	月	振替休日	22	水	
7	火		23	木	手芸サークル 13:30～
8	水		24	金	経営・職業相談 10:00～
9	木	手芸サークル 13:30～人権相談 13:00～(吉川支所)	25	土	茶道教室 9:00～
10	金	経営・職業相談 10:00～	26	日	
11	土		27	月	エアロビクス講座 14:30～15:30
12	日		28	火	経営・職業相談 10:00～
13	月	エアロビクス講座 14:30～15:30	29	水	
14	火	経営・職業相談 10:00～	30	木	
15	水	国際家族デー	31	金	経営・職業相談 10:00～
16	木	人権相談 13:00～(三木市役所)			

同和教育セミナーを開催

受講料は無料。申込不要。

☆開催時間はいずれも午後6時30分から8時ごろまで

第1回

開催日 6月14日(金)

会場 三木市教育センター

演題 「インターネットに表出する実社会の人権の課題」

講師 公益財団法人反差別・人権研究所みえ
松村 元樹さん

第2回

開催日 6月21日(金)

会場 青山公民館

演題 未定

講師 NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝
埋橋 美帆さん



第3回

開催日 6月28日(金)

会場 吉川町公民館

演題 性の多様性から「じぶん」について考える
～誰もが排除されない社会をめざした子どもたち
との出会いからみえてきたこと～

講師 にじいろ i-ru(アイル)
田中 一歩さん、近藤 孝子さん

皆様のご参加をお待ちしています！

大好評！スマートフォン体験講座

去る3月19日、スマートフォン体験講座を開催しました。参加者18名は講師(スマートフォンアドバイザー)の説明を熱心に聴きながら、用意されたスマートフォンで実際に操作されました。

マップの使用方法や、カメラ機能での写真の撮り方、画面の表示を大きくしたりする指の動きなど、講師の方に丁寧に教えてもらいながらとても熱心に取り組んでおられて、ネット検索やメッセージアプリについても操作をされるなど、あっという間に2時間が過ぎました。

ある参加者から「スマホを使ってこんなにいろいろなことができることがわかった。これから楽しく使っていけそう。参加して良かった」といううれしい声を聞きました。



人権啓発紙「隣保館だより」5月号

令和6年5月1日発行(毎月1日発行)

三木市市民生活部 人権推進課編集

〒673-0501 三木市志染町吉田 823

三木市立総合隣保館 TEL 0794-82-8388
FAX 82-8658 E-mail:jinken@city.miki.lg.jp

～市民がつくる～
三木市男女共同参画センター情報誌

くらぼよ

くらぼよとは
Collaboration
コラボレーション
(共同・協働)と
～しようよの組合せ

第68号
2024・春

春号のテーマは
パートナーシップ制度
導入を受けて



『だれもが暮らしやすいまち三木』をめざして



民間企業ではこんなサービスが受けられます



『三木市パートナーシップ制度』導入について

男女共同参画週間記念講演会
6/23(日)

13:00-14:30

三木山森林公園にて開催

パパとママのベストバランスを考える
～チーム我が家の戦略育児～

講師：小崎 恭弘さん

大阪教育大学 教授
NPO 法人ファザーリング・ジャパン顧問
場所：三木山森林公園 森の研修館



『三木市パートナーシップ制度』導入について

令和6年4月1日から、「三木市パートナーシップ制度」が始まったことはご存知でしょうか。三木市では、数年前からこの制度の導入をめざして啓発活動などを行ってきましたが、兵庫県で同日から制度が始まるのに合わせて三木市も導入が決定しました。

この制度は、さまざまな事情で婚姻の届出をしていない・できないカップルが日常の困りごとや不安を解消できるようにと作られたもので、兵庫県内では県その他、令和6年4月1日現在、21市町でパートナーシップ制度が導入されています。

法的効力はないものの、さまざまな行政サービスが提供されており、例えば、兵庫県内で最初にパートナーシップ制度を取り入れた宝塚市では、県営・市営住宅の入居のほか、市営霊園の合葬式墓所記名板に連名刻字ができたり、市立病院で病状の説明を受けたり、入院時の連帯保証人になることや面会ができるなど家族のみを対象としたさまざまなサービスが利用できます。



今年度からは、兵庫県全域で、このようなサービスを利用できることが期待されています。なお、兵庫県では同性のカップルのみならず異性カップルの*事実婚や同居する家族も利用できる制度としています。



兵庫県がこの制度を導入する目的として、

- 法的に婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの日常生活の困りごとや不安の解消につなげる。
- 制度に法的効力はないが、誰もが人生のパートナーと協力しながら、安心して暮らせる環境づくりを目指す。

と、説明されています。

三木市でも、兵庫県と同様に、同性カップルのみならず事実婚も対象とした制度で、性自認や性的指向に関わらず、一緒に生活をする大切な人をパートナーとして認めてもらえることで、誰もが暮らしやすいまちに一步近づくことを嬉しく思います。

(編集委員：〇)

* 事実婚カップルとは、さまざまな理由から婚姻届を提出せず同居して生計を共にするなど婚姻関係と同様の生活をしている男女のカップルのことです。

民間企業ではこんなサービスが受けられます



パートナーシップ制度は 2015 年の東京都渋谷区から始まり、「同性パートナー」を法律上の婚姻関係と同様に扱う民間企業も増えています。兵庫県や三木市の制度では*事実婚カップルもパートナーシップ制度の対象となるので、事実婚を含めて企業の対応例をまとめました。

- 生命保険では、保険金に関わる犯罪を防止するため、受取人は基本的に配偶者と2親等以内の家族に限られています。パートナーシップ制度の広まりにより、同性や事実婚のパートナーを受取人として認める保険会社が増えています。
- 自動車保険では、同性や事実婚のパートナーのどちらもが配偶者とみなされるようになり、配偶者と同様の契約ができるようになっていきます。しかし、事故で意識不明など補償を受ける本人自身が保険金を請求できない場合、代理での保険金請求は3親等以内の親族に限られ、同性や事実婚のパートナーには保険金請求ができません。
- 住宅ローンでは、銀行ごとにさまざまな契約形態がありますが、配偶者の定義に、同性や事実婚のパートナーを含めるものがあります。
- 携帯電話の通信事業者との契約でも、同性や事実婚のパートナーに対して家族割などのサービスが使えるようになっていきます。



上記は顧客向けのサービスの一部ですが、これらの企業では従業員に対しても同性や事実婚のパートナーを配偶者とみなして福利厚生を提供しています。

また、上記以外でも従業員に対して同様の福利厚生を導入する企業は増えています。

さまざまな生き方を受け入れることは、私たち自身の生き方の自由につながります。同性や事実婚のパートナーも生きづらさを感じることなく暮らしやすい社会になるといいですね。

(編集委員：I)

『だれもが暮らしやすいまち三木』をめざして



三木市では4月からパートナーシップ制度が導入され、LGBTQ+（性的マイノリティ）のカップルが家族と同様に扱われることが期待されています。

多くの可能性を含む素晴らしい制度が導入だけで終わらないようにするために、私たちはどのようなことができるのでしょうか。

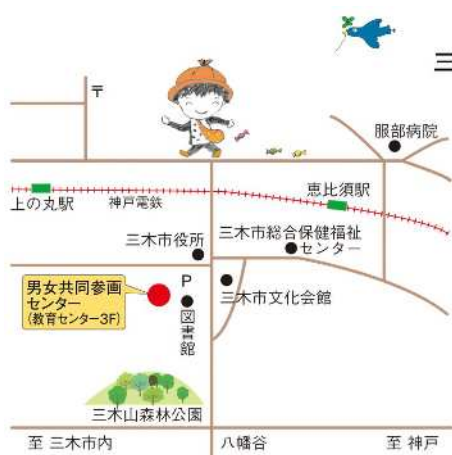
今はまだ性的マイノリティを身近な存在と感じている人は、あまり多くはないかもしれませんが、しかし、電通ダイバーシティラボが2023年に行った調査によると、性的マイノリティの方は、9.7%（およそ10人に1人）であるという結果も出ていることから、さまざまな背景を持つ人たちが学校・職場・地域で一緒に暮らしていることを正しく理解し、配慮する心を育てる社会が求められます。

ところで、*SOGIE（ソジー）という言葉を知っていますか。SOGIEは、性的指向、性自認、性表現を表す英語の頭文字をとった言葉で、SOGIEは、私たち誰もが持っており、一人ひとり多様で異なります。ですから自分自身のSOGIEも多様なうちのひとつと意識することが正しい理解につながります。また、知らないことで、不用意な言動や不測の事態を招き、知らないうちに人を傷つけてしまいます。



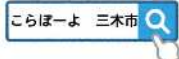
この制度の導入をきっかけとして、当事者の方が抱える生きづらさや、住みづらさがどのようなことであるか、自分事として関心を持っていただき、改善できることに共感・協力できればいいですね。当事者の方が心から安心してカミングアウト・相談ができ、周囲もしっかり（正しく）受け止め、寄り添うことができる社会になれば当事者の方のみならず、「だれもが暮らしやすいまち三木」になるのではないのでしょうか。（編集委員：T）

*SOGIE(ソジー)について詳しくはコチラ→



三木市男女共同参画センター
愛称:こらぼーよ

ホームページからも
ご覧いただけます



ジェンダー・レンスで何が見える？誰もが生きやすいわたしたちのまち

編集後記

「クマノミ」という魚は、群れの中で一番大きな体のオスがメスに性転換するとされていますが、これは大きな体のメスがより多くの卵を後世に残すという目的を果たすために進化したものとされています。

人間の世界でも、「女だから」「男だから」と性にとらわれない生き方をすることで、だれもが生きやすい社会になれば良いと思います。（編集委員 U）

三木市福井 1933-12 教育センター3 階
TEL:0794-89-2331 FAX:0794-82-8120
開館日時:月曜～金曜 9時～17時(祝日を除く)

企画・編集:情報誌こらぼーよ編集グループ
発行:三木市男女共同参画センター

令和6（2024）年度 同和教育セミナー

第1回

日時 6月14日(金) 18:30~20:00
会場 三木市立教育センター 4階 大研修室
講師 公益財団法人反差別・人権研究所みえ
松村 元樹 さん

演題 「インターネットに表出する実社会の人権の課題」

講師紹介：伊賀市出身。旧伊賀町職員を経て、平成17年に公益財団法人反差別・人権研究所みえ研究員に就任。平成29年から現職。新型コロナウイルス感染症や、インターネットによる差別や人権侵害などについてご講演されている。



第2回

日時 6月21日(金) 18:30~20:00
会場 青山公民館 大会議室
講師 NPO 法人暮らしづくりネットワーク北芝
埋橋 美帆 さん

演題 「であいつながらり・差別解消をめざす北芝のまちづくり」 ~誰もが安心して住み続けられるまちへ~

講師紹介：まちづくりの拠点となるコミュニティスペースづくりや多様な人が集えるカフェのたちあげ、イベント企画等の企画開発業務に従事。現在「らいとぴあ 21」で組織マネジメントやコーディネーター、相談員等を務められている。



第3回

日時 6月28日(金) 18:30~20:15
会場 吉川町公民館 大ホール
講師 にじいろ i-Ru
田中 一步 さん、近藤 考子 さん

演題 「性の多様性から『じぶん』について考える」
~誰もが排除されない社会をめざして子どもたち
との出会いから見えてきたこと~

講師紹介：お二人は公立保育所の保育士として長年の勤務後、待機児童解消のための保育ルームを開設。セクシュアルマイノリティほか、すべての子どもたちに「じぶん、まる！」を届ける活動をされている。



各回、手話通訳・要約筆記があります。たくさんのご参加お待ちしております。（参加無料）

主催 三木市市民生活部人権推進課
三木市立総合隣保館

〒673-0501 三木市志染町吉田 823 TEL0794-82-8388 FAX 0794-82-8658



事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 1 日

各区長 様

三木市人権推進課
課長 藤田 英子

「三木市パートナーシップ制度」チラシの回覧について（依頼）

新緑の候、貴職にはますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃は、人権尊重のまちづくりに多大なご理解とご尽力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、市では、すべての人の人権が尊重される明るく住みよいまちづくりの一環として「三木市パートナーシップ制度」を開始しております。

つきましては、誠に恐縮に存じますが、貴地区でのチラシの回覧につきましてご協力をお願いいたします。

記

- 1 送 付 物 「三木市パートナーシップ制度」チラシ
- 2 送 付 部 数 回覧部数分
- 3 問 合 せ 先 人権推進課 人権施策推進係
電話：８２－８３８８

～だれもが自分らしく暮らせるまちをめざして～

令和6年4月1日 三木市パートナーシップ制度が 始まりました。

三木市ではすべての人の人権が尊重される明るく住みよいまちの実現をめざしています。

パートナーシップ制度は、人生のパートナーや大切な人を「家族」として届け出たことを市が証明する制度です。

利用可能となる主なサービス

公営住宅の入居申請



公立保育所、認定こども園等で
家族とみなしての対応



三木市独自のサービス

トカイナカ三木☆新生活応援事業
三木で新生活を始める若者世帯に

最大100万円の補助金！

詳しくは総合政策部縁結び課 HPへ



公立病院での面会、病状
説明、手術等の同意



民営の施設についてはご協力いただけるよう市より依頼しておりますが、
対応可能な施設等詳しくは三木市人権推進課までお問い合わせください。

申請については
裏面へ➡

三木市パートナーシップ制度届出先

三木市男女共同参画センター(愛称:こらぼーよ)

〒673-0433 兵庫県三木市福井 1933-12(教育センター3階)

※平日9時から17時(土、日、祝日、年末年始はお休みです)

※申請様式は男女共同参画センター窓口で受け取り、もしくはインターネットでダウンロードしてください。



ダウンロードはこちら

三木市パートナーシップ制度

互いを人生のパートナーとし、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約束した関係にあるお二人に、「パートナーシップ届出受理証明書」を交付する制度です。その証明書を提示することにより、届出されたお二人の他、いずれかの子どもや親なども含め、家族として様々な行政サービスを受けていただくことが可能になります。

届出できる人

次のすべての項目に該当する方

- ① 民法に規定する成人（18歳以上）である
- ② いずれか一方、又は双方が三木市内に住所を有する
（または転入を予定している）
- ③ 民法上の配偶者がいない
- ④ ほかの人とパートナーシップ関係にない
- ⑤ 双方が近親者でない



©こゆり

届出の流れ

カードの提示を受けた皆様へ
このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い、相互に協力し合う関係にある事を証明し、本方が受理したことを証明するものです。提示を受けた方はその趣旨を十分ご理解ください。また、個人情報をお互いの同意なく口外しないでください。

【パートナーシップ制度届出受理証明書】
三木市パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。

【本人】	【パートナー】
氏名	氏名
生年月日	生年月日
住所	住所
【特記事項】	

三木市市民生活部 人権推進課 電話 0794-82-8388

① 必要書類を揃えて届出

（電子申請サービス、郵送又は持参のいずれか）
※届出または交付時のどちらかに原則お二人でお越しいただきます。



② 書類確認

※書類確認には数日のお時間をいただきます。



③ 受理



④ 届出受理証明書交付



届出に必要な書類

- ① パートナーシップ制度届出書（様式第1号）
 - ② 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
 - ③ 戸籍抄本または独身証明書
（その他の婚姻していないことを証明する書類）
 - ④ 本人確認書類
（運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等）
- ※ ②と③は3か月以内に発行されたものに限りです。

各種問合せ先

【多様な性に関する悩みごとや制度に関するお問合せ】

三木市市民生活部 人権推進課

三木市志染町吉田 823（総合隣保館） Mail:jinken@city.miki.lg.jp

☎0794-82-8388 FAX:0794-82-8658

【申請に関するお問合せ】

三木市男女共同参画センター（愛称：こらぼーよ）

〒673-0433 三木市福井 1933-12（教育センター3階）

☎0794-89-2331 FAX:0794-82-8120

【パートナーシップ制度に関するホームページ】

URL:<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/18/67513.html>



HPの2次元コードはコチラ

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 1 日

各 区 長 様

三木市生活安全課
課長 平井 サエコ

防犯機能付き電話機等購入の一部補助について（お知らせ）

新緑の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の生活安全行政に、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、特殊詐欺等の被害を未然に防止することを目的として、本年度も防犯機能付き電話機又は外付け録音機を購入する際の購入費用の一部を補助します。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、貴地区での全戸回覧にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 添付資料

別紙 1 「令和 6 年度三木市防犯機能付き電話機等購入の一部補助について」

別紙 2 「優良防犯電話機推奨品目録」

2 そ の 他

・広報みき 4 月号に掲載しております。

3 問 合 せ 先 三木市生活安全課生活安全係

TEL : 0794-82-2000 (内線 2386、2388、2335)

対象年齢が65才
(令和7年3月31日時点)
からになりました

令和6年度 三木市防犯機能付き電話機等 購入の一部補助について

特殊詐欺の手口は巧妙化してきています。
被害を未然に防ぐためには、以下の機能を備えた電話機や外付け
録音機が有効です。

- ① 呼び出し音が鳴る前に相手に対して
通話を録音する旨のメッセージが流れる機能
- ② 通話内容を自動で録音する機能

特殊詐欺に備えるため、上記①、②の両方の機能を備えた防犯機
能付き電話機等（携帯電話、スマートフォン除く）の購入費用の
一部を補助します。



申請期間：令和6年4月1日～12月27日

申し込み・問い合わせ

三木市役所 **生活安全課** **生活安全係**

三木市上の丸町10-30

電話：0794-82-2000（代表）

FAX：0794-82-9792

三木市防犯機能付き電話機等 購入補助事業の概要

1. 補助金の対象となる方

- ① 市内に居住し、令和7年3月31日時点で65歳以上の方
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 暴力団員等でないこと
- ※ 65歳以上の方が疾病等の理由により、機器を購入できない場合は、同居する世帯員が申請を行うことができます。

2. 補助金の対象となる機器

令和6年1月1日以降に購入された防犯機能付きの電話機等

【留意事項】

- ※ 固定電話機 及び 外付け録音機 が対象です。
- ※ スマートフォン、携帯電話などは対象外です。
- ※ 別紙「優良防犯電話機推奨品目録」（公益財団法人全国防犯協会連合会）参照
- ※ 「優良防犯電話機推奨品目録」に記載のない機器であっても、
① 着信前自動警告機能 及び ② 自動録音機能
の両方を備えた機器は対象となります。

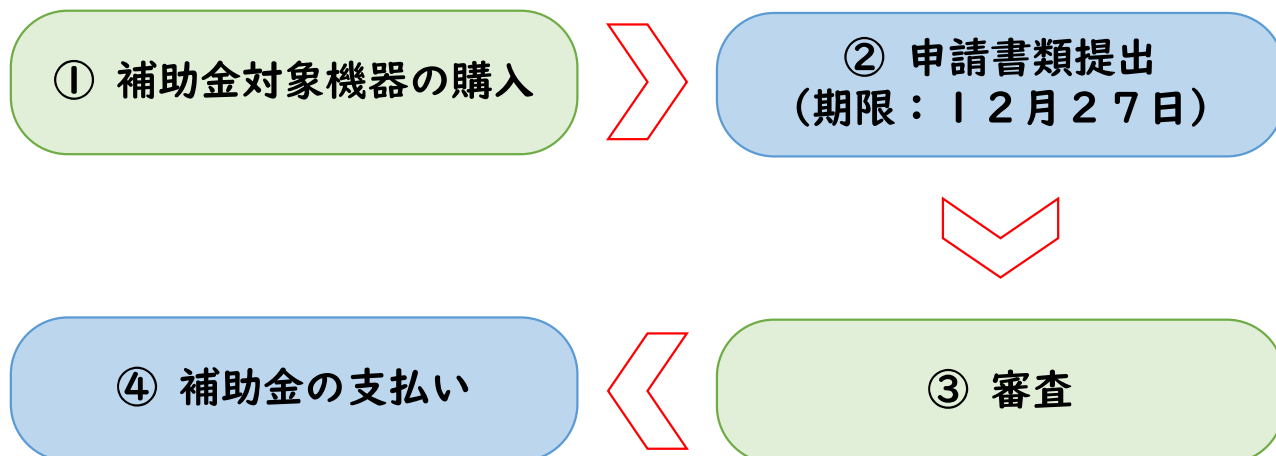
3. 補助金額

種類	補助金額	備考
固定電話	上限 10,000円	購入額が補助金額の 上限に満たない場合は、 購入額を補助 (100円未満切捨)
外付け録音機	上限 5,000円	

※ 1世帯1台限り

※ 修理、点検、消耗品の交換、電気代、設置、配送等に係る経費は対象外

4. 交付の流れ



5. 提出書類

- ① 三木市防犯機能付き電話機等購入補助金交付申請書兼請求書
- ② 補助対象機器を購入したことが分かるもの（領収書・レシートなど）
※ 納品書は、代金を支払った証明とはならないため、領収書の代わりにはなりません。
- ③ 補助対象機器の品名、型番、主な仕様など分かるもの（カタログなど）
- ④ 振込先銀行通帳のコピー
（銀行名・支店名・口座番号・名義人の分かるページ）

6. 申請受付期間

令和6年4月1日 から 令和6年12月27日まで

7. 注意点

- ① 購入された機器は必ず申請された住所地で使用してください
- ② ネットでの購入も対象となりますが、ポイントを利用して支払った場合、ポイント分は補助対象外となります
- ③ オークションやフリマアプリ等での購入は対象外です
- ④ 補助金交付後6年間は、三木市の承認なしに譲渡、交換、売払、貸付、担保に供することはできません。

2028年6月22日	迷惑電話対策装置	トビラフォン		トビラシステムズ株式会社	トビラフォンサポート (10:00~17:00) 050-5533-3333 https://tobilaphone.com
2028年6月22日	迷惑電話フィルタボックス	JD-AH1		トビラシステムズ株式会社 (シャープ株式会社)	トビラフォンサポート (10:00~17:00) 050-5533-3333 https://tobilaphone.com
2026年12月20日	電話機	VE-GD56DL/DW VE-GZ51DL/DW	 VE-GD56DL	パナソニックエンターテインメント & コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00~18:00) 0120-878-987 https://panasonic.jp
2026年12月20日	ファクス	KX-PD315DL KX-PZ310DL	 KX-PD315DL	パナソニックエンターテインメント & コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00~18:00) 0120-878-987 https://panasonic.jp
2027年6月12日	ファクス	KX-PD725DL		パナソニックエンターテインメント & コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00~18:00) 0120-878-987

2027年6月12日	東芝防犯用電話自動 応答録音アダプター	TY-REC2(W)		株式会社 フリーダイヤル	電話連絡先 (09:00~17:00) 03-5846-7111 http://tlet.co.jp/p
2027年6月12日	防犯対策電話録音機	ST-386		株式会社 太知ホールディングス	電話連絡先 (09:30~17:00) 03-5846-7111 https://www.anab
2027年12月22日	デジタルコードレス電話機	JD-AT90シリーズ JD-AT90CL JD-AT90CW JD-AE90CL	 JD-AT90CL	シャープ株式会社 	お客様相談室 (月曜日~土曜日) (日曜日 09:00~17:00) 固定電話/PHS 携帯電話 http://www.sharp
2027年12月22日	デジタルコードレス電話機	JD-AT95シリーズ JD-AT95C JD-AT95CL JD-AT95CW	 JD-AT95CL	シャープ株式会社 	お客様相談室 (月曜日~土曜日) (日曜日 09:00~17:00) 固定電話/PHS 携帯電話 http://www.sharp
2027年12月22日	電話機	VE-GDL45DL VE-GZL40DL	 VE-GD45DL	パナソニックエンターテインメント& コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00~18:00) 01-20-878-9811 https://panasonic

2026年6月29日	arrows We	F-51B		販売 株式会社NTTドコモ	販売:ドコモイン 携帯電話から 一般電話から https://www.fmwco.jp/arrowswe/special/
2026年6月29日	arrows We	A101FC		製造 FONT株式会社 販売 ソフトバンク株式会社	全般 FCNTサホ 0570-000- 販売 ソフトバン 携帯電話から 一般電話から https://www.fmwco.jp/arrowswe/special/
2026年6月29日	arrows We	FCG01		製造 FONT株式会社 販売 KDDI株式会社	全般 FCNTサホ 0570-000- 販売 au携帯電 au携帯電話か 一般電話から https://www.fmwco.jp/arrowswe/special/
2026年6月29日	らくらくスマートフォン	F-52B		製造 FONT株式会社 販売 株式会社NTTドコモ	全般:FCNTサホ 0570-000- 販売:ドコモイン 携帯電話から 一般電話から https://www.fmwco.jp/arrowswe/special/
2026年6月29日	電話機	VE-GD27DL/DW VE-GZ228DLE /DWE		パナソニックエンターテインメント& コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00~18:00) 0120-878-98 https://panasonic.jp/

2026年12月22日	デジタルコードレス電話機	JD-ATM1C JD-ATM1CL			携帯電話 http://www.sharp
2026年12月22日	特殊詐欺対策用アダプタ	IG-100I		東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社	NTT東日本 特別 0120-25 受付時間: 除く NTT西日本 特別 0120-05 受付時間: (ニ ※
2026年12月22日	arrows ケータイ	F-41C		製造 F CNT株式会社 販売 株式会社 NTTドコモ	全般:FCNTサホ 0570-000- 販売:ドコモイン 携帯電話から 一般電話から https://www.fmw
2026年12月22日	かんたんケータイ ライト KYF43	KYF43		製造元 京セラ株式会社 発売元 KDDI(株) 沖縄セルラー電話(株)	京セラお客様相談 0120-300-349 auお客さまセンタ au電話から 15/ 一般電話から 00 https://www.kyocera.co.jp
2026年12月22日	かんたんスマホ2+	A201KC		ソフトバンク株式会社	ワイモバイル カ ワイモバイル電 一般電話から 【オペレ タ対 チャット 09:00 https://www.smb

2026年12月22日	トビラフォンモバイル	iOS Android			https://tobiraphon.com/
2026年12月22日	迷惑電話自動ブロック	ネットワーク型		KDDI株式会社	問い合わせ先— http://www.kddi.co.jp/
2027年6月20日	電話機	VE-GD68DL/DW	 VE-GD68DL	パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00~18:00) 0120-878-980 https://panasonic.jp/entertainment/
2027年6月20日	電話機	VE-GD78DL/DW	 VE-GD78DL	パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00~18:00) 0120-878-980 https://panasonic.jp/entertainment/
2027年12月18日	振込め詐欺見張隊ECO・ECO	L-FMS-ECO		株式会社 レッツ・コーポレーション 月曜日~金曜日 (土曜・日曜・祝日) 【本社】〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 【東京営業所】〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	www.lets-co.jp/lets-eco/

2027年12月18日	かんたんスマホ3	A205KC			【オペレーター対 チャット 09:00
					https://www.vmob
2027年12月18日	ファクス	KX-PD550DL		パナソニックエンターテインメント& コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00~18:00) 0120-878-98
					https://panasonic
2027年12月18日	ファクス	KX-PD750DL/DW		パナソニックエンターテインメント& コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00~18:00) 0120-878-98
					https://panasonic
2028年7月5日	ファクス	KX-PD350DL		パナソニックエンターテインメント& コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00~18:00) 0120-878-98
					https://panasonic
2028年7月5日	電話機	VE-GE18DL		パナソニックエンターテインメント& コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00~18:00) 0120-878-98
					https://panasonic

2028年7月5日	電話機	VE-GDL48DL		コミュニケーション株式会社	0120-878-98 https://panasonic
2028年7月5日	デジタルコードレス電話機	JD-AT91シリーズ JD-AT91CL JD-AT91CW JD-AE3CL	 JD-AT91CL	シャープ株式会社 	お客様相談室 (月曜日～土曜日) (日曜日 09:00～18:00) 固定電話/PHS 携帯電話 http://www.sharp
2028年7月5日	デジタルコードレス電話機	JD-AT96シリーズ JD-AT96CL JD-AT96CW JD-AT96C	 JD-AT96CL	シャープ株式会社 	お客様相談室 (月曜日～土曜日) (日曜日 09:00～18:00) 固定電話/PHS 携帯電話 http://www.sharp
2028年12月14日	電話機	VE-GDS18DL		パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00～18:00) 0120-878-98 https://panasonic
2028年12月14日	電話機	VE-GD58DL		パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション株式会社	ファクス・電話機 (09:00～18:00) 0120-878-98 https://panasonic

(公 印 省 略)
三社協相第61号
令和6年5月1日

各 区 長 様

三木市社会福祉協議会
事務局長 道本 寛幸

「映像で学ぶ成年後見制度・出前講座」「成年後見専門相談」
回覧のご協力について（ご依頼）

新緑の候、区長様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、当会事業につきまして、ご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度高齢者や障がいがあり判断能力が低下した方の権利擁護を護る活動を展開する成年後見支援センター事業におきまして、地域の方々に本事業を周知させていただくことを目的に「映像で学ぶ成年後見制度・出前講座」、「成年後見専門相談」のちらしを発行いたしました。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、貴自治会において啓発のご協力をいただきたくお願い申し上げます。

【お問合せ先】

三木市成年後見支援センター
(三木市社会福祉協議会内)

三木市大塚 1-6-40 (三木市総合保健福祉センター 2 階)

電話 (0794) 83-0226

担当 湯上 倉橋

回覧

(公 印 省 略)
三社協相第61号
令和6年5月1日

各 区 長 様

三木市社会福祉協議会
事務局長 道本 寛幸

「映像で学ぶ成年後見制度・出前講座」「成年後見専門相談」 回覧のご協力について（ご依頼）

新緑の候、区長様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、当会事業につきまして、ご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度高齢者や障がいがあり判断能力が低下した方の権利擁護を護る活動を展開する成年後見支援センター事業におきまして、地域の方々に本事業を周知させていただくことを目的に「映像で学ぶ成年後見制度・出前講座」、「成年後見専門相談」のちらしを発行いたしました。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、貴自治会において啓発のご協力をいただきたくお願い申し上げます。

【お問合せ先】

三木市成年後見支援センター
(三木市社会福祉協議会内)
三木市大塚 1-6-40 (三木市総合保健福祉センター 2 階)
電話 (0794) 83-0226

担当 湯上・倉橋

参加費無料

令和6年度

成年後見制度を 学んでみませんか？



最近、「成年後見制度」「後見人」という言葉を見たり聞いたりする機会が増えていませんか？

三木市成年後見支援センターでは、「どのような制度か知りたい」という方に向けて、初心者向けの説明会や出前講座を開催しています。ぜひ気軽にご参加ください。

映像で学ぶ成年後見制度

まずは、どんな制度か知りたい方にお勧め！

開催日	時間	場所	備考
5月24日（金）	14時～15時	三木市総合保健福祉センター2階研修室	
7月26日（金）	10時～11時	三木市総合保健福祉センター2階研修室	※送迎対応 応相談
9月27日（金）	10時～11時	吉川健康福祉センター1階	
11月22日（金）	14時～15時	市民活動センターセンター2階視聴覚室	
1月24日（金）	10時～11時	三木市総合保健福祉センター2階研修室	※送迎対応 応相談
3月28日（金）	14時～15時	三木市総合保健福祉センター2階研修室	

内 容

DVD上映「自分らしい明日のために」
～早見優が案内する成年後見制度～

申 込

各開催日の前日までに電話、WEB申込フォームの
いずれかでお申し込みください。

※5分前にはお越し下さい。DVD上映約30分、その後、質疑応答の時間を設けています。



出前講座

**もっと、地域の身近なところで、話を聞いてみたい！そんなお声にお応えし、
出前講座もやってます！ぜひ、地域のあつまり、研修などご利用ください。**

内 容

成年後見制度について、職員がふれあいサロンなどに出向き、
説明します。
※DVD上映も可能です。
※30～60分程度 時間の相談は可能です。

対 象

三木市内在住の人、または市内の福祉関係事業所職員など、
1グループ5人以上でお申し込みください。

申 込

開催予定日の1ヶ月前までに電話にてご相談、お申し込みください。

《問合せ・連絡先》

三木市成年後見支援センター（三木市社会福祉協議会内）

「三木市成年後見支援センター事業」は、三木市から三木市社会福祉協議会が受託して実施しています

三木市大塚1-6-40 三木市総合保健福祉センター2階

電 話 0794-83-0226

 専門家に相談したい方はこちら！

令和6年度版

成年後見専門相談

相談日

☆事前予約が必要です☆

令和6年 4月11日(木)	10月10日(木)
5月 9日(木)	11月14日(木)
6月13日(木)	12月12日(木)
7月11日(木)	令和7年 1月 9日(木)
8月 8日(木)	2月13日(木)
9月12日(木)	3月13日(木)

時 間

13:30～16:30 (1人50分・先着3名)

会 場

三木市総合保健福祉センター(三木市大塚1丁目6-40)

相談員

司法書士(公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート兵庫支部)
三木市成年後見支援センター職員

相談内容

- ◎ 成年後見制度の仕組みについて
- ◎ 成年後見制度に関する財産管理、処分について
- ◎ 悪徳商法の被害などから身を守る方法について

相談料

無 料

お電話にて
ご予約ください



《問合せ・申込先》

三木市成年後見支援センター
(三木市社会福祉協議会内)

住 所 三木市大塚1丁目6-40
三木市総合保健福祉センター2階
☎0794-83-0226



「三木市成年後見支援センター事業」は三木市から三木市社会福祉協議会が受託して実施しています。

(公 印 省 略)
三 健 第 71 号
令和 6 年 5 月 1 日

各 区 長 様

三木市健康増進課
課長 後藤 洋子

令和 6 年度「歯と口の健康展」チラシの回覧およびポスター掲示に
ついて(依頼)

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、本会および本市の事業に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、みだしの件について、令和 6 年度「歯と口の健康展」を 6 月 9 日(日)に三木
市総合保健福祉センターにおいて開催することとなりました。
つきましては、別紙案内チラシの全戸回覧およびポスター掲示について、お忙しいと
ころお手数をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 送 付 物 令和 6 年度「歯と口の健康展」チラシおよびポスター
- 2 送付部数 貴地区の回覧部数および掲示部数
- 3 連 絡 先 三木市健康福祉部健康増進課 健康政策係
 (住所) 〒673-0413
 三木市大塚1丁目6-40
 電話番号 0794-86-0900

令和6年5月1日

各位

三木市健康増進課
課長 後藤 洋子

令和6年度「歯と口の健康展」の開催について(ご案内)

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会および本市の事業に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、みだしの件について、令和６年度「歯と口の健康展」を６月９日(日)に三木市総合保健福祉センターにおいて開催することとなりました。

ぜひ、お気軽に「歯と口の健康展」にご参加くださいますようお願いいたします。

問い合わせ先 三木市健康福祉部健康増進課
健康政策係
電話番号 0794-86-0900

回覽

[illegible]

令和6年度

歯と口の健康展

お元気ですか？ あなたの歯！

無料

- 歯科健診 
- 歯科相談
(むし歯・歯周病・義歯・歯並びなど) 
- フッ素ジェル塗布
- オーラルフレイルチェック
～お口の機能の元気度チェック～
- ブラッシング指導
- みっくい☆にここ体操

同時
開催

高齢者よい歯のコンクール

受付：午前9時30分～11時30分

対象者：75歳以上の三木市民で自分の
歯が20本以上ある方

来場者全員に
口腔ケアグッズを
プレゼント!!

日時：令和6年6月9日(日)
午前9時30分～正午

場所：三木市総合保健福祉センター

ホームページ



同時開催!

小学生絵画展

6月9日(日)午前 総合保健福祉センター
10日(月)～16日(日)の展示は 中央図書館

※中央図書館では入賞者のみの展示です。

- 主催 三木市歯科医師会  <https://mikishi-shikaishikai.com>
- 共催 三木市
- 後援 三木市教育委員会、兵庫県歯科衛生士会北播磨支部、
三木市区長協議会連合会

【問合せ先】三木市歯科医師会事務局(平日10時～14時) ☎(0794)86-1622

三木市食育コーナー

- ・ベジチェック
(野菜足りてる?手のひらで簡単チェック)
- ・三木市いずみ会 レシピ紹介



令和6年5月1日発行

令和 6 年 5 月 1 日

各 区 長 様

三木市青少年センター
所長 八幡 良一

「人の目の垣根隊 会員募集中！」の回覧について（依頼）

新緑の候、皆様には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、青少年の健全育成に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「地域の子どもは地域で守り育てる」というスローガンのもと、平成 17 年 2 月に発足しました「人の目の垣根隊」は、近年活動してくださる方が減少傾向にあります。

つきましては、「人の目の垣根隊 会員募集中！」チラシを貴自治会の皆様でご回覧くださいますようお願い申し上げます。

【問い合わせ】

三木市青少年センター 担当：八幡・岡本
〒673-0433 三木市福井 1933 番地の 12
三木市教育センター内 青少年センター
電話 0794-83-2020 Fax 0794-82-5881
E-Mail : seishonen@city.miki.lg.jp



「人目の垣根隊」会員 募集中！

温かいまなざしと温かい声かけを地域の子どもたちに！

1 募集目的

子どもたちを温かく見守り支援する大人を地域の中に増やしながら、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識の醸成を図り、地域の連帯感と教育力を高めることで、子どもたちが明るく生き生きと生活できる地域社会をつくることが目的です。

2 募集期間

随 時

3 募集対象者

原則として三木市に在住又は在勤の18歳以上の方
上記目的に賛同された方、並びに子どもの健やかな成長を真に願っている市民の方々に、特別な資格や条件はありません。

4 主 唱

三木市教育委員会

5 推進機関団体

三木市・三木警察署・三木防犯協会・三木市交通安全協会・警友会三木支部・
三木市連合PTA・三木市子ども会連絡協議会・三木市区長協議会連合会・三
木市女性団体連絡協議会・三木市老人クラブ連合会・三木市青少年補導委員会・
三木市連合民生委員児童委員協議会・三木市更生保護女性会

6 活動内容【例】

- (1)身近な子どもたちに、「おはよう」「こんにちは」「おかえり」「さようなら」と積極的に声をかける。
- (2)良い行いを見かけたら、ためらわずその場で褒める。
- (3)事故につながる危険な箇所、子どもたちを誘惑したり、犯罪に巻き込まれるおそれのある場所等、地域環境の再点検を行う。
- (4)危険な遊びやルール違反をしている子どもには、見て見ぬふりをせず注意する。
- (5)小学生等の登下校時の立番や子どもへの付添いを行う。
※夜間等は、見守り活動とは考えていませんので、活動はしないでください。
子どもたちの決められている帰宅時間までの活動をお願いします。
※日常生活の中で、個人又はグループによる自主的な活動とし、会員としての規制や義務を負うものではありません。また、会員の皆様にはあくまで青少年健全育成ボランティアとして活動していただくため、報酬等はありません。

7 申し込み方法（問合せ先）

各公立幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・特別支援学校、青少年センター、各公民館、三木南交流センターに設置している「人目の垣根隊会員登録書」に所要事項を記載し、各公立幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・特別支援学校、青少年センター、各公民館、三木南交流センターへ提出をお願いします。

【問合せ先】 〒673-0433 三木市福井1933番地の12
三木市青少年センター
電話 0794-83-2020 FAX 0794-82-5881

8 被 服 等

名札・帽子・ジャンパー・ベストを貸与します。活動時は、貸与された名札・帽子・ジャンパー又はベストを着用していただきます。

9 活動の開始について

青少年センターで名簿に掲載します。手続きが完了次第連絡をいたしますので、居住地または在勤の校区で活動を行ってください。

10 退会方法

退会される場合は、青少年センターへ連絡していただくとともに、帽子・名札・ジャンパー及びベストを速やかに返却してください。なお、年度末までに連絡がない場合は、次年度も会員として活動いただけるものとみなします。

----- き り と り -----

人目の垣根隊会員登録書

令和 年 月 日

※会員 No

ふりがな		生年月日	(S・H)
名 前			
住 所	〒 ー		
電 話	自宅	携帯	
あなたは、人目の垣根隊としてどのような活動ができるかご記入ください。			
校 区 名	あなたは、どの小学校区で活動されますか。		
	小学校区		

※会員 No は、事務局で記入いたします。

個人情報については、「人目の垣根隊」活動以外は使用しません。